

# 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

## I 概要

土壌の汚染に係る環境基準の見直し案について、以下のとおり意見の募集を行いました。

- ・意見募集期間 : 平成 30 年 7 月 12 日 (木) ～平成 30 年 8 月 10 日 (金)
- ・告知方法 : 電子政府の総合窓口 (e-Gov)、環境省ホームページに掲載、報道発表、資料の配布
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

## II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 5 団体・個人

	意見提出者数 (団体・個人)
事業者団体	0
民間事業者	0
地方自治体	0
市民団体・その他の団体	0
個人	4
合計	4

\*記載されていた所属を基に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

- ・意見ののべ総数 : 5 件

※なお、本意見募集に提出された「土壌の汚染に係る環境基準の見直し案に対する意見」に係る御意見については、「土壌の汚染に係る環境基準の見直し案に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について」に御意見を公表しております。(その他本意見募集とは関係のないご意見 (1 件) の提出がありました。)

**「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令案に対する意見の募集  
(パブリックコメント) について」に対する  
意見募集の実施結果**

**1. 土壌溶出量基準、第二溶出量基準、土壌ガス調査における定量下限値について**

意見の概要	件数	意見に対する考え方
土壌ガス調査においてトランス体とシス体がそれぞれ<0.1volppmであるが、合算すると 0.1volppm を超える場合の扱いはどうするのか。	2	土壌ガスの測定においては、シス体とトランス体の測定結果が個別に得られることから、土壌ガス調査における定量下限値は、シス体、トランス体それぞれで 0.1volppm とし、いずれか又は両方が 0.1volppm 以上検出された場合に土壌溶出量調査を行うことが適当であると考えます。

**2. 1・2-ジクロロエチレンへの特定有害物質の見直しに伴う法の制度運用について**

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>みなし許可の期間中に変更許可の申請又は許可を要しない軽微な変更の申請を行った場合において、新たな許可証の記載内容は「シスー1・2-ジクロロエチレン」から「1・2-ジクロロエチレン」に書き換えられることになるか。</p> <p>みなし許可の期間中に許可証の記載事項の内容を「シスー1・2-ジクロロエチレン」から「1・2-ジクロロエチレン」に書き換えることを申請できるか。</p> <p>みなし許可の有効期限後に引き続き、「1・2-ジクロロエチレン」の処理事業を行おうとする場合は、許可の更新時に手続きは必要となるのか。</p>	1	この政令の施行の際現に「シスー1・2-ジクロロエチレン」により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る許可を受けている場合は、「1・2-ジクロロエチレン」により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る許可を受けたものとみなされます。このため、許可証の書換えの申請の手続きを行う必要はなく、許可の更新時において、当然に許可証の記載事項が「シスー1・2-ジクロロエチレン」から「1・2-ジクロロエチレン」に書き換えられることとなります。
シスー1・2-ジクロロエチレンで区域指定されている土地について、	1	この政令の施行後に新たに申請した区域については1・2-ジクロロ

<p>措置・対策のために隣接区画の法第14条の申請を行った場合はシスー1・2-ジクロロエチレン、1・2-ジクロロエチレンのいずれの物質で指定されるか。</p>		<p>エチレンで指定をされることとなります。</p>
<p>土壌ガス調査で使用するトランス-1・2-ジクロロエチレンを含む混合標準物質の供給について、ご支援・ご協力をお願いしたい。</p>	<p>1</p>	<p>土壌ガス調査で使用する標準物質については、施行時に支障が生じないように検討して参りたいと考えています。</p>